—10月1日知立市環境美化推進条例施行—

ごみの散乱のないきれいなまちへ

市では、10月1日から市民・事業者等・市が一体となって良好な生活環境を阻害するポイ捨てによる空き缶等の散乱やペットのふん害を防止する条例が施行されます。ポイ捨てや不法投棄をなくし、きれいなまちにするため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

知立市環境美化推進条例についての詳細は市ホームページをご覧ください。

▶問合せ　環境課　ごみ減量係（内線217）

不法投棄は「しない」「させない」「許さない」

ごみを不法投棄する人によって、私たちの住むまちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与えています。

不要なものや邪魔なものだからといって、自分勝手にものを捨ててしまうことが不法投棄の原因です。捨てられた場所では、景観が損なわれるばかりでなく、悪臭や周辺の土壌、水などの環境にさまざまな悪影響を及ぼすことが考えられます。さらに、不法投棄物の撤去に労力と処分費用などが必要となります。

知立市環境美化推進条例で土地の管理責任を定めています

10月1日に施行される知立市環境美化推進条例では、土地の所有者や管理者は廃棄物や雑草などを放置することにより周辺の環境を損なわないようにしなければならないと定めています。放置することにより更なる不法投棄を誘発し、良好な生活環境を阻害する恐れがあるためです。

不法投棄されやすい場所は、駐車場や空き地、道路沿い・農道など人目のつかない場所がほとんどです。そのため、土地の所有者や管理者は不法投棄をされないように柵やネットを設置する、定期的に草を刈る、見回りを行うなどして不法投棄をしにくい環境を整えることが重要です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条においても「【清潔の保持】土地又は建物の所有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と規定され、知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の第6条にも土地管理者の清潔の保持が規定されています。

行為者が特定できない不法投棄物に関しては、土地所有者、管理者の責任において処理していただくことになっていますのでご注意ください。

第21回7万人クリーンサンデーを終えて

6月5日(日)に実施された7万人クリーンサンデーには、約5千人の市民の皆さんに早朝からご参加をいただき、ありがとうございました。

皆さんのご協力により、今回集められたごみの量は、左表のとおりです。市民一人ひとりがごみを捨てない誓いをたてて、ポイ捨てのない、住みよいきれいなまちにするため、今後も実施していきますのでご協力をお願いします。

■クリーンサンデー実績

年度	参加人数	総重量
19年	5,500人	4,083kg
20年	5,300人	4,396kg
21年	5,300人	3,662kg
22年	5,000人	2,874kg
23年	**5,000人**	**3,803kg**

▼問合せ　環境課　ごみ減量係（内線217・218）